今後の進め方について(案)

・引き続き、本地区のまちづくりの具体化に向けて、皆さんへの周知、ご意見把握とともに 検討を進めていく予定です。

[平成23年度]

ルールづくり	個別意向把握	地域へのご説明	周知
ルール内容の検討(道路空間の確保、建物の	個別相談等の実施	まちづくりルール 内容の確認	ニュース発行等
あり方)	(路線別説明会を実施)	L 1-17 AN HERITA	



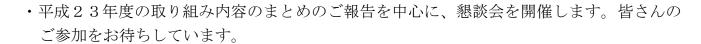
○まちづくりルールの確定 に向けた決定手続き



ルール内容の説明 • 周知

平成 25 年度

地区全体対象に懇談会を開催します



☆★ 第7回懇談会 ★☆

●開催 : 2012年2月28日(火) (18時30分~)

●会場 : 中台地域センター

レクリエーションホール (中台 1-44-8)

主なプログラム(案)

- ◆防災上望ましい道路空間の確保について
- ◆若木周辺地区のまちづくりについて (今後の展開等)





まちづくいにご興味のある方、是非お越し下さい!!

若木周辺地区のまちづくりに関するご意見・お問い合わせは 板橋区 都市整備部 市街地整備課 住環境整備計画グループ

TEL 03-3579-2562 FAX 03-3579-5437

(協力) ランドブレイン株式会社 都市政策グループ TEL 03-3263-3811 FAX 03-3264-8672

(仮称)若木周辺地区

まちづくりニュース

第9号 平成24年2月発行

望まい道路空間の暗視に関する 治道関係者への部門会を開催しました!

- ●本ニュース第8号(H23.11月発行)にてご案内したとおり、望ましい道路空間確保のため、当該道路沿道にお住まいの方、また関係する権利者の方を対象にした説明会を開催しました。(※対象路線の状況は本ニュースの2ページをご覧ください)
- ●昨年12月と本年1月の2回に分けて開催 し、計11名の方にご参加頂きました。
- ●若木周辺地区における、望ましい道路空間の確保に向けての考え方をご説明し、内容の確認や、ルールとして実行していくための方法など具体的な事項の確認が行われました。



★開催概要★

(仮称)C路線対象

日時: 平成 23 年 12 月 3 日(土)

場所:若木児童遊園内集会所

参加9名

(仮称)A・B路線対象

日時: 平成 24 年 1 月 28 日(土)

場所:旧若葉小学校・図工室

参加2名

沿道説明会の実施内容について

★ 説明会議事 ★

〇若木周辺地区まちづくりの概要

- ・若木周辺地区でのまちづくりの必要性、これまでのルール内容の検討経緯、ルールとして定めるべき事項の確認を行いました。
- ○A~C路線における望ましい道路空間の確保 について
 - ・防災上必要な道路配置の検討、道路空間確保の考え方を お示ししました。
- 〇A~C路線関係者の意向把握結果の概要
 - ・平成23年8~9月に行った個別訪問時の状況についてご報告しました。

会場の様子





望ましい道路空間確保の考え方(説明会時の資料)

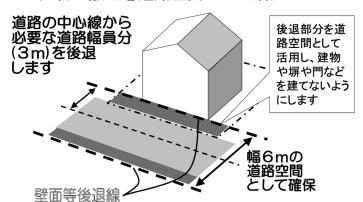
◎各路線図に示すように、道路に沿って、おおむね破線で示す範囲を望ましい道路空間(幅員6m) として確保するようにします。(※ただし、既に道路幅員が6m以上の部分を除きます。)





2

◆将来の建替えにあわせて 建物の敷地を道路空間として活用していく



消防ポンプ車 消防ホースカー (消防)(除員 柱 柱 1.0m 4.0m 1.0m

について

消防ポンプ車が機能するための道路幅員は最低限4m、災害時には道がふさがれることも考えると、概ね6mは必要とされています。

€ <u>A</u>-

A~C路線別意向把握の状況

(平成23年8~9月の訪問等の状況)

対象件数		訪問数		その他
		意向確認済	意向未確認	(地区外者等)
A路線	1 9	1 1	4	4
B路線	5 9	3 5	1 4	1 0
C路線	7 8	4 9	1 8	1 1

(意向確認の状況)

ご意向	意見数		
	A路線	B路線	C路線
〇協力する	1	8	1 6
〇条件つきで協力する	1	3	8
〇建替えする面積が確保できるか不安	_	_	1
〇協力できない	1	2	3
〇その他(どちらでもない)	8	2 2	2 1
(計)	11	3 5	4 9

説明会実施に 先立ち、沿道に お住まいの方々 への個別訪問を 行いました。

大きな反対は ない状況です。

引き続き、よりご協力が得られるような取組を進める 必要があります。

説明会会場での主なご意見について

- ◎地区内は小さな家が多く、密集していて簡単 には建て替えられないのではないか。
- →地区内の個々の事情をより考慮しますと、他 の事業手法の必要性も考えられます。
- ◎交通量はほとんどないので、拡幅せず一方通 行等の規制を考えてもいいのではないか。
- →交通規制の場合は警察の関係もあり、皆さん からの発意も必要になります。
- ◎地区計画では、自分の土地を無償で提供するような仕組みに見える。皆さんの理解も難しいのではないか。
- →地区計画制度は、事業で買収といった仕組みではなく、皆さんの相互のご協力で、より良い環境づくりを目指すものです。

(仮称) A · B路線 `

- ・◎計画内容は良いが、敷地が狭く従前の建物規模が確保できないのでは。その配慮も見られない。
- →個々のご事情で無理のない数値設定は考えら れます。
- ◎国土交通省の指針(道路幅員6m、配置間隔250m)は、法律に基づくのか。ルール自体に法律上の規制はないのか。
- →指針は法には基づきませんが、ルールを定め れば都市計画法等に位置付けられます。
- ◎この路線では密集事業により、買収拡幅整備を検討していたが、なぜ断念したのか。
- →この事業では関係者全員合意が必要でした が、それに至らなかったためです。

(仮称) C路線